

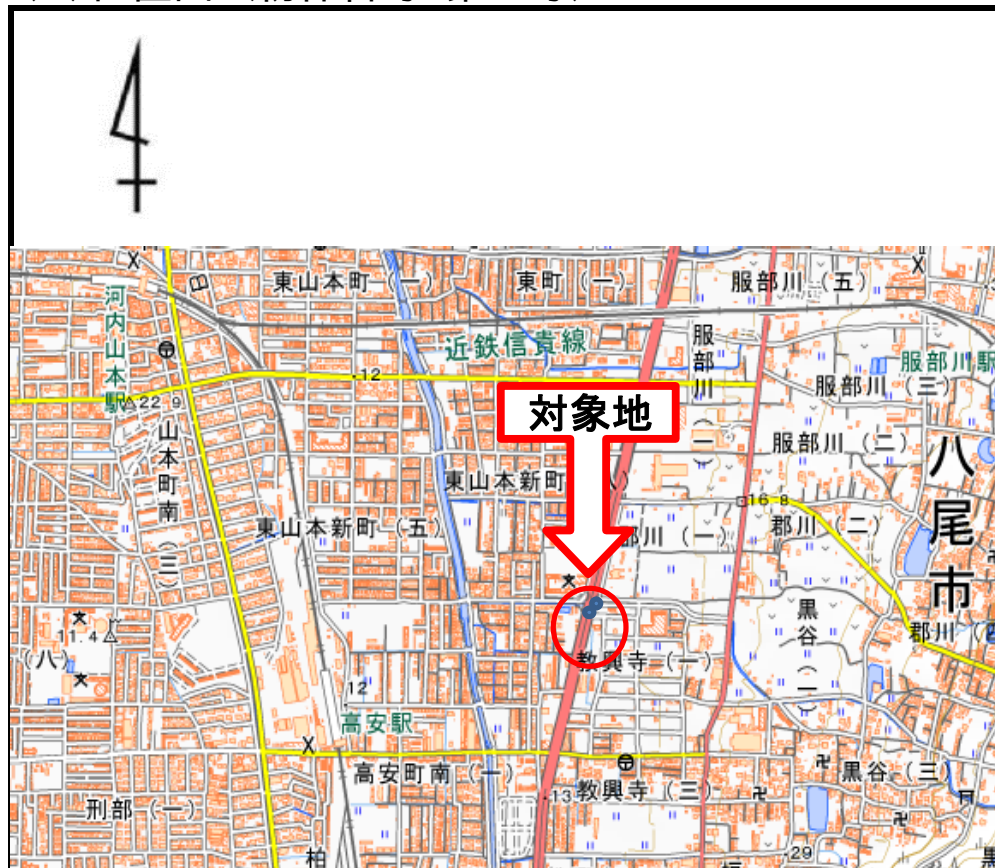
物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	八尾市教興寺一丁目238番外 (国道170号 荒川橋高架下)	交通 機関	近鉄大阪線 高安駅 東約 750m	最 低 占用料 (年額)	156,630円/年	占用期間	5年
4								
土地の概要					特記事項			
面積	占用許可対象面積			178.60 m ²				
接面道路 の状況	西側：国道・幅員約 3.4m・舗装有・高低差無・北行一方通行 東側：国道・幅員約 3.2m・舗装有・高低差無・南行一方通行							
法令に 基づく 制限	市街化区域内							
	都市 計画法	用途地域	準住居地域					
		地域地区	準防火地域					
		建ぺい率	60%	容積率	200%			
	その他の 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法(一般国道170号区域内) ・消防法 ・文化財保護法(郡川遺跡) 						
その他条件	・火気厳禁							
供給処理 施設の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号				
		対象地周辺	対象地内					
	公営 水道	本管	引込管	八尾市水道局 施設整備課 072-923-6307				
		有	無					
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電(株)コンタクトセンター 0800-777-3081				
		有	無					
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株) 導管情報センター 06-6202-2141					
	無	無						
公共 下水道	本管	引込管	八尾市下水道部 下水道管理課 072-924-3861					
	無	無						
					<p>1 平面駐輪場(自転車、バイクのみで自動車は不可)等、平面利用を想定しております。利用形態については、「大阪府道路占用許可基準:高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。</p> <p>2 占用期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとします。</p> <p>3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府八尾土木事務所及び大阪府八尾警察署と協議し事前承認を得てください。</p> <p>交通法規を遵守するとともに、原則車両の入庫は西側、出庫は東側から行ってください。西側から入庫の際は、入口の前の左側路肩で一旦停止し、後方の安全を確認してから入庫してください(二段階での入庫)。また、利用者へ注意喚起するための看板の設置をしてください。東側から出庫の際は、車道(側道)へ飛び出さないように利用者に対し出口に「一旦停止」の掲示などの注意喚起するとともに、床面表示を行ってください。また、車両の出庫は一台ずつ行ってください。</p> <p>アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府八尾土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府八尾土木事務所 管理課 電話 072-994-1515(代) 大阪府八尾警察署 交通課 電話 072-992-1234(代)</p> <p>4 電気の引込みについては、大阪府八尾土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府八尾土木事務所 管理課 電話 072-994-1515(代) 関西電力送配電(株)コンタクトセンター 電話 0800-777-3081</p> <p>5 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等は、全て占有者の負担となります。</p>			

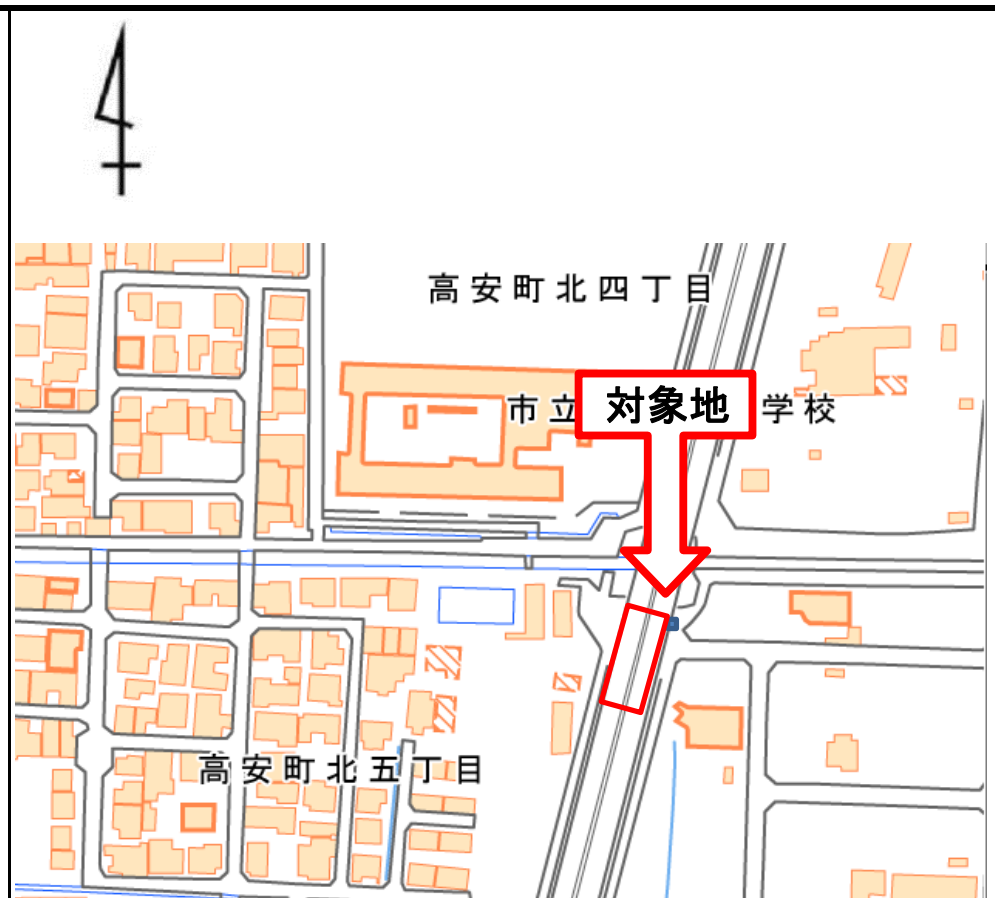
特記事項

- 6 対象地の一部は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「郡川遺跡」に指定されており、対象地において掘削を伴う工事などを行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届出をする必要があります。
(お問い合わせ先)
八尾市教育委員会事務局 文化財課 電話072-924-8555(代)
- 7 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついでには、点検や補修工事において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることになりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府八尾土木事務所と協議してください。
- 8 対象地は、過去の公募により落札された現占有者がいます。現占用期間は最長で令和4年3月31日までとなっておりますので、本公募による占用開始日は令和4年4月1日からの予定となります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設ですので、それらの施設を継続して使用される場合は、占用開始日までにあらかじめ現占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関与しませんので、協議の結果により占用開始日が遅れた場合でも、その責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。
- 9 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下がありますので、あらかじめご了承ください。
- 10 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 11 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。
- 12 管理フェンスなどの周辺についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。また、それらの施設の損傷等について、対象地の占用が起因する場合、占有者に復旧を求めることがあります。

(1)位置図 (物件番号:第 4号)

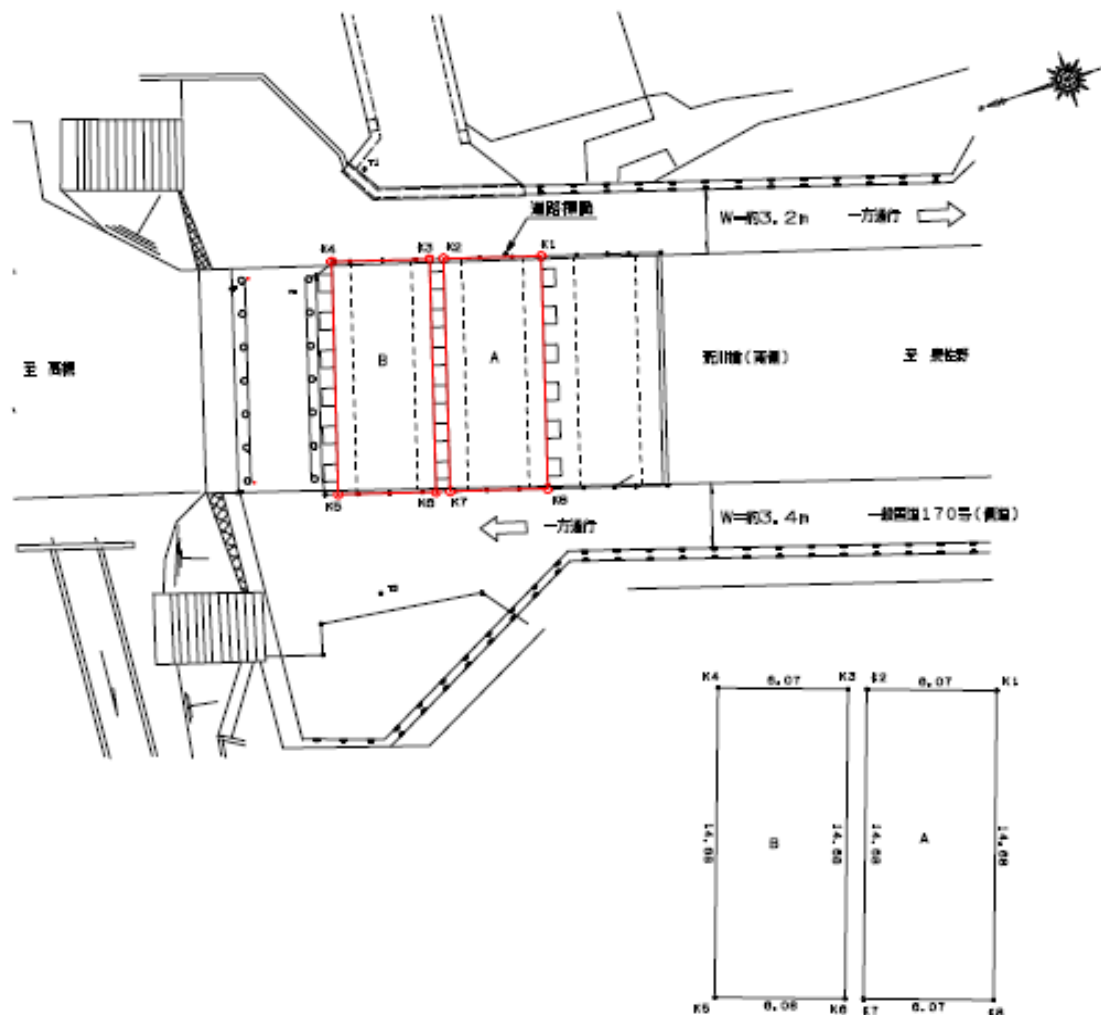


出典:国土地理院ウェブサイト



出典:国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第4号)



丈量図 A

測点	X	Y
K1	105.902	89.228
K2	105.840	95.305
K7	120.525	95.451
K8	120.586	89.372

面積 178.552109
 面積 89.2760545 地積 89.27 m²

丈量図 B

測点	X	Y
K3	105.831	96.174
K4	105.769	102.253
K5	120.456	102.405
K6	120.517	96.320

面積 178.664913
 面積 89.3324565 地積 89.33 m²

占用許可対象面積 89.27 + 89.33 = 178.60 m²

図面名	貸付平面図兼丈量図
作成年月日	令和3年7月2日
専断者名	大阪府